

平成28年第2回港区議会定例会提出予定案件（概要）

区長報告第6号

専決処分について（平成28年度港区一般会計補正予算（第1号））

本件は、平成28年度港区一般会計補正予算について専決処分しましたので、報告し、承認を求めるものです。

- 専決処分の日 平成28年6月21日
- 補正予算額 1億269万1,000円
- 概 要 平成28年7月31日執行の東京都知事選挙に要する経費を計上します。

区長報告第7号

専決処分について（港区営住宅シティハイツ六本木等整備工事請負契約の変更）

本件は、平成26年第4回定例会で承認され、平成27年第3回定例会で契約金額の変更を報告した港区営住宅シティハイツ六本木等整備工事請負契約の変更について専決処分しましたので、報告するものです。

- 専決処分の日（契約変更の日）
平成28年6月6日
- 変更内容
契約金額 35億7,270万2,640円
→ 37億4,336万4,240円
(1億7,066万1,600円増)
- 理 由 地中障害物に起因する基礎構造の変更及び撤去工事に伴う設計変更による変更

区長報告第8号

平成27年度港区一般会計予算繰越明許費繰越計算書

本件は、平成27年度の歳出予算の経費でその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内に支出を終わらなかったものについて、平成28年度に繰り越して使用することとしましたので、報告するものです。

○ 内 容

- (1) 事業名 区内共通商品券発行支援
繰越額 386万3,353円
理由 プレミアム付商品券発行補助金について、発行から換金までの事務が平成28年度に及ぶため。
- (2) 事業名 赤坂地区公園維持管理事業
繰越額 1億180万7,960円
理由 旧乃木邸耐震補強工事が平成28年度に及ぶため。

議案第51号

港区立公園条例の一部を改正する条例

本案は、公園の活性化を図り、多くの区民の利用を促進することにより更なるにぎわいを創出するため、指定管理者に行わせることができる業務に「公園の利用の促進に関する業務」を追加するとともに、芝浦公園の位置を変更するものです。

○ 内 容

- (1) 指定管理者に行わせることができる業務に「公園の利用の促進に関する業務」を追加します。
- (2) 芝浦公園の位置を変更します。
- ・芝浦三丁目1番2号 → 芝浦一丁目16番25号

○ 施行期日 公布の日

議案第52号

港区立上下水道施設上部利用公園条例の一部を改正する条例

本案は、公園の活性化を図り、多くの区民の利用を促進することにより更なるにぎわいを創出するため、指定管理者に行わせることができる業務に「公園の利用の促進に関する業務」を追加するものです。

○ 内 容 指定管理者に行わせることができる業務に「公園の利用の促進に関する業務」を追加します。

○ 施行期日 公布の日

議案第53号

港区立児童遊園条例の一部を改正する条例

本案は、児童遊園に指定管理者制度を導入するものです。

- 内 容 指定管理者制度の導入に必要な規定を定めます。
- 施行期日 公布の日

議案第 5 4 号

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

本案は、愛宕地区地区計画の都市計画決定の変更に伴い、規定を整備するものです。

- 内 容
 - (1) 地区整備計画の名称を変更します。
 - ・愛宕地区再開発地区整備計画 → 愛宕地区地区整備計画
 - (2) 地区整備計画の区域について、条例で引用している東京都告示番号を変更します。
 - (3) 計画地区に「I 地区」を加えます。
- 施行期日 公布の日

議案第 5 5 号

港区立認定こども園条例の一部を改正する条例

本案は、「子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令」の施行に伴い、一定の所得未満の多子世帯及びひとり親世帯等に係る多子計算の要件を緩和し、保育料負担を軽減するものです。

- 内 容
 - (1) 多子世帯（区民税所得割課税額 77,101 円未満）の保育料負担例）小学校 4 年生、5 歳児、4 歳児がいる場合

	現 行	改正後
小学校 4 年生	—	第 1 子として算定
5 歳児（教育認定）	第 1 子として算定	第 2 子として算定
	全 額	半 額
4 歳児（教育認定）	第 2 子として算定	第 3 子として算定
	無 料	無 料

- (2) 多子世帯（区民税所得割課税額 57,700 円未満）の保育料負担
例）小学校 1 年生、2 歳児、0 歳児がいる場合

	現 行	改正後
小学校 1 年生	—	第 1 子として算定
2 歳児（保育認定）	第 1 子として算定	第 2 子として算定
	全 額	半 額
0 歳児（保育認定）	第 2 子として算定	第 3 子として算定
	無 料	無 料

- (3) ひとり親世帯等（区民税所得割課税額 77,101 円未満）の保育料負担

例）小学校 4 年生、5 歳児、4 歳児がいる場合

	現 行	改正後
小学校 4 年生	—	第 1 子として算定
5 歳児（教育認定）	第 1 子として算定	第 2 子として算定
	全 額	無 料
4 歳児（教育認定）	第 2 子として算定	第 3 子として算定
	無 料	無 料

例）2 歳児、0 歳児がいる場合

	現 行	改正後
2 歳児（保育認定）	全 額	半 額
0 歳児（保育認定）	無 料	

- 施行期日 公布の日（平成 28 年 4 月分以後の保育料について適用）

議案第 56 号

港区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

本案は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、規定を整備するものです。

- 内 容 風俗営業に該当する公衆浴場について、営業してはならない時間の範囲を変更します。
- ・午前 0 時から日出時まで
 - 午前 0 時から午前 6 時まで
- 施行期日 公布の日

議案第 57 号

港区保育の実施に関する条例の一部を改正する条例

本案は、「子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令」の施行に伴い、一定の所得未満の多子世帯及びひとり親世帯等に係る多子計算の要件を緩和し、保育料負担を軽減するものです。

○ 内 容

- (1) 多子世帯（区民税所得割課税額 57,700 円未満）の保育料負担
例) 小学校 1 年生、3 歳児、1 歳児がいる場合

	現 行	改正後
小学校 1 年生	—	第 1 子として算定
3 歳児	第 1 子として算定	第 2 子として算定
	全 額	半 額
1 歳児	第 2 子として算定	第 3 子として算定
	無 料	無 料

- (2) ひとり親世帯等（区民税所得割課税額 77,101 円未満）の保育料負担

例) 小学校 1 年生、3 歳児、1 歳児がいる場合

	現 行	改正後
小学校 1 年生	—	第 1 子として算定
3 歳児	第 1 子として算定	第 2 子として算定
	全 額	無 料
1 歳児	第 2 子として算定	第 3 子として算定
	無 料	無 料

例) 3 歳児、1 歳児がいる場合

	現 行	改正後
3 歳児	全 額	半 額
1 歳児	無 料	

- 施行期日 公布の日（平成 28 年 4 月分以後の保育料について適用）

議案第 58 号

港区立幼稚園の保育料に関する条例の一部を改正する条例

本案は、「子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令」の施行に伴い、一定の所得未満の多子世帯及びひとり親世帯等に係る多子計算の要件を緩和し、保育料負担を軽減するものです。

○ 内 容

- (1) 多子世帯（区民税所得割課税額 77, 101 円未満）の保育料負担
例) 小学校 4 年生、5 歳児、4 歳児がいる場合

	現 行	改正後
小学校 4 年生	—	第 1 子として算定
5 歳児	第 1 子として算定	第 2 子として算定
	全 額	半 額
4 歳児	第 2 子として算定	第 3 子として算定
	無 料	無 料

- (2) ひとり親世帯等（区民税所得割課税額 77, 101 円未満）の保育料負担

例) 小学校 4 年生、5 歳児、4 歳児がいる場合

	現 行	改正後
小学校 4 年生	—	第 1 子として算定
5 歳児	第 1 子として算定	第 2 子として算定
	全 額	無 料
4 歳児	第 2 子として算定	第 3 子として算定
	無 料	無 料

例) 5 歳児、4 歳児がいる場合

	現 行	改正後
5 歳児	全 額	半 額
4 歳児	無 料	

- 施行期日 公布の日（平成 28 年 4 月分以後の保育料について適用）

議案第 59 号

港区議会議員及び区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

本案は、「公職選挙法施行令の一部を改正する政令」の施行に伴い、選挙運動の公費負担の限度額を引き上げるものです。

- 内 容 選挙運動における自動車の使用、ビラの作成及びポスターの作成に係る経費について、公費負担の限度額を引き上げます。

- ・自動車の借入れ（1 日当たり）

15, 300 円 → 15, 800 円

- ・自動車の燃料購入（1 日当たり）

7, 350 円 → 7, 560 円

- ・ビラの作成（1枚当たり）
7円30銭 → 7円51銭
- ・ポスターの印刷（1枚当たり）
510円48銭 → 525円6銭
- ・ポスターの企画
301,875円 → 310,500円

○ 施行期日 公布の日

議案第60号

平成28年度港区一般会計補正予算（第2号）

議案第61号

工事等委託契約の承認について（赤坂四丁目地区電線共同溝整備工事）

本案は、赤坂四丁目地区電線共同溝整備工事について、工事等委託契約の承認を求めるものです。

○ 内 容

- | | |
|-----------|--|
| （1）工事場所 | 港区赤坂四丁目1番先から港区赤坂四丁目9番先まで（特別区道第583号線及び第588号線） |
| （2）工事の規模 | 工事区間長 408.00m
管路部 677.29m
特殊部 11か所 |
| （3）契約金額 | 2億2,628万9,069円 |
| （4）工 期 | 契約締結の日の翌日から平成30年1月31日まで |
| （5）契約の相手方 | 北区田端新町一丁目19番10号
エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社東京支店 |